

法科大学院に係る認証評価の見直しについて

1. 検討経緯及び見直しの論点

【平成25年11月22日 中教審法科大学院特別委員会組織見直し促進に関する検討WG報告】

- 認証評価については、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかな検討が必要。
- その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要。
- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要。
- 具体的には、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。
 - ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。
 - ② 不適格の判断につながるような重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
 - ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。
 - ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握しているための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求めることができるようにすること。



3巡目の認証評価の充実に向けて改善すべき論点

- 【論点1】 上記検討経緯を踏まえ、客観的な指標の活用により、認証評価の厳格化を実現するためには、認証評価において、客観的な指標に関する位置付け及び客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項について検討が必要。 → 2. (1)、(2) 参照
- 【論点2】 評価を通じて法科大学院の教育の実施状況等を明らかにするため、客観的な指標として活用するための具体的な指標について検討が必要。また、それら各指標を活用するに当たっての留意点について検討が必要。 → 2. (3) 参照
- 【論点3】 以上の論点を踏まえ、客観的な指標を活用した認証評価の厳格化を行うために必要な制度改正について検討が必要。 → 2. (4) 参照

2. 見直しの方向性(案)

(1) 客観的な指標の位置付けについて

- ◆ 認証評価機関において、法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標を評価の実施の中に取り入れるとともに、客観的な指標の水準を下回ったことだけをもって直ちに不適合とすべきではないが、水準を下回っている理由や今後の教育の質の改善の見込みなどを具体的に分析・評価した上で、総合的に適合・不適合を判断することとする。

[基本的な考え方]

- 評価対象となる法科大学院が、法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標を下回るような水準にあった場合、その数値を下回ったことだけをもって、直ちに認証評価として不適合の認定をすべきではないものの、そのこと自体は、教員や教育課程等など当該法科大学院の「教育の質」に関して、何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものである。
- このような中、認証評価機関において、仮に客観的な指標に深刻な課題があると考えられる法科大学院に対して適合判定を出す場合には、その評価結果や理由等について社会に対して説明する責任をより強く求められる。
- 以上のことから、認証評価機関においては、評価の厳格化を担保する観点から、客観的な指標を対外的に明確にする形で認証評価の実施の中に取り入れるとともに、当該法科大学院の評価にあたっては、
 - ・ 水準を下回っている理由に関し、当該法科大学院の教育の質と明確に関連づけて対外的に説明できるよう精緻に評価すること
 - ・ 今後、当該法科大学院の教育の質が改善される見込みがあるかどうかを含め、具体的に分析し、対外的に明示すること

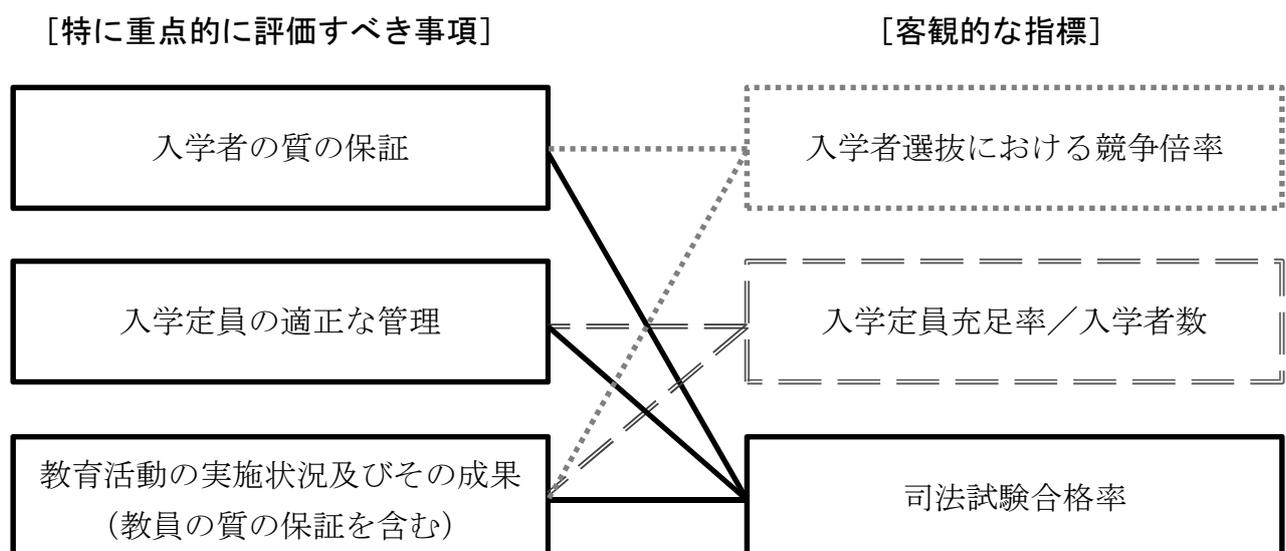
した上で、総合的に適合・不適合を判断することとする。

(2) 客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項について

- ◆ 認証評価機関において総合的に適格・不適格を判断する際などに、客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項は、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教員の質の保証」及び「教育活動の実施状況及びその成果」とすることが適当である。

〔基本的な考え方〕

- 法科大学院の実態を的確に判定するためには、これまでの認証評価における評価事項も踏まえつつ、法科大学院の入口、教育活動、出口の三つの観点から、客観的な指標を活用した評価を重点的に行うことが必要と考えられる。
- このため、(1)の基本的な考え方に基づき、総合的に適格・不適格を判断する際などに、客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項として、
 - 特に入口の観点からは「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、
 - 特に教育活動の観点からは「教員の質の保証」、「教育活動の実施状況」、
 - 特に出口の観点からは「教育活動の成果」が考えられる。
- また、客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべきこれらの事項と、(3)の客観的な指標との、主たる対応関係を整理すると以下のとおりとなる。



(3) 活用すべき客観的な指標について

- ◆ 法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標としては、「入学者選抜における競争倍率」、「入学定員充足率や入学者数」及び「司法試験合格率」を活用することが適当である。
- ◆ また、上記指標は、近年、中央教育審議会の審議の中において課題が深刻な法科大学院のメルクマールとして示され、文部科学省においても「公的支援の見直し」など組織見直しの促進方策の中で用いてきた指標として一定の数値を示してきたところであり、かつ、各法科大学院もこれらの数値の改善に努めてきた経緯があることを踏まえ、具体的な数値の目安として活用することが適当である。

○ 入学者選抜における競争倍率（目安：2倍未満）

〔本指標を活用する根拠となる考え方〕

法科大学院の入学者選抜における競争倍率の低迷は、競争的な環境の下で入学者選抜が十分に機能しているとは言い難いなど入学者の質の保証に悪影響が出ている可能性を示す指標として一定の合理性があるものと考える。

〔本指標の活用の際の留意点〕

競争倍率が2倍を下回っている場合、適性試験結果による足切りや個別の入学者選抜を通じて入学者の質が適切に担保できているかを重点的に確認することが必要。

○ 入学定員充足率（目安：50%未満）／入学者数（目安：10名未満）

〔本指標を活用する根拠となる考え方〕

入学定員の充足率の大幅な低迷は、入学者を十分に確保できず、教育組織として規模が小さくなり過ぎている恐れがあり、教育活動や教育成果において支障がでている可能性を示す指標であるとともに、1学年の学生数が一桁まで減少している場合には、双方向的・多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施することが困難になるなど、教育の質に悪影響が出ている可能性を示す指標として一定の合理性があるものとする。

〔本指標の活用の際の留意点〕

入学定員充足率や入学者数が低迷していても、夜間開講のみ実施している法科大学院や地方にある法科大学院など入学者の確保に当たって不利な事情を抱えているとみなされる場合等も勘案して、教育の質に影響が出ていないかを重点的に確認することが必要。

○ 司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分未満）

〔本指標を活用する根拠となる考え方〕

法科大学院として法曹養成のための教育を行い、成績判定・修了認定をしているにもかかわらず

らず、修了後行われる司法試験の合格状況において各法科大学院間での差が大きく開いている状況が続いていることは、既に述べた入学者の質の問題に加え、法科大学院の教育実施や教員の質の保証に課題があると強く類推されるものであり、特に、これまで公的支援の見直し等で用いられてきた司法試験合格率が全国平均の半分未満にある場合は、司法試験の合格状況に極めて大きな問題が続いており、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関としてふさわしい教育の質が確保されていない可能性を示す指標として一定の合理性があるものと考えらる。

〔本指標の活用の際しての留意点〕

法学未修者の割合が高い法科大学院については、法学未修者の合格率も勘案して、法学未修者教育の充実を適切に図っているかを重点的に確認するとともに、夜間開講のみ実施している法科大学院など、学生が学修時間の確保に当たって不利な事情を抱えているとみなされる場合には、その状況も勘案して、教育の質が適切に確保できているかを重点的に確認する。

(4) 客観的な指標を活用した認証評価の厳格化を行うために必要となる主な制度改正

① 評価項目の見直し

- ◆ 2.(3)で挙げた客観的な指標が評価に活用されるよう、細目省令で定められている評価項目に「教育課程の実施状況及びその成果」や「入学定員の充足状況」など必要な事項を追加する。その具体的な数値の目安については、施行時に留意事項として示す。

② 適格認定後の状況変化への適切な対応

- ◆ 現行制度では、認証評価を実施した後に教育課程や教員組織に大きな状況変化が生じた場合には、認証評価機関は変更のあった事項について把握し、必要に応じて評価結果に付記するよう努めることとされているが、他の教育状況の変化については同様の措置を求められていない。そのため、志願者の大幅な減少による入学定員充足率等に重要な変化があった場合にも、当該課題への改善を求めるよう、評価結果への付記事項を、教育課程や教員組織に加え、法科大学院の教育活動全般に拡大する。

法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて

認証評価

機関別認証評価 **【大学全般】
(法科大学院を含む)**

分野別認証評価

法科以外の専門職大学院

【専門職大学院】

法科大学院

法科大学院は、機関別、分野別両方の評価を受けることとなる。またその評価事項は一般の専門職大学院に比して詳細かつ多岐にわたっている。さらにその結果、適格認定が行われ、適合の是非が示されることとなる。

(省令で規定されている評価事項)

- ① 専門職大学院設置基準に適合していること
- ② 評価の対象となる大学における特色ある研究の進展に関する視点からする評価に係る項目が定められていること
- ③ 教員組織に関すること
- ④ 教育課程に関すること
- ⑤ 施設及び設備に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること

上記の評価事項に加え、以下の内容についても評価事項となっている。

(「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第4条第1項)

- ① 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること
- ② 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること
- ③ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること
- ④ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること
- ⑤ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること
- ⑥ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること
- ⑦ 授業の方法に関すること
- ⑧ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること
- ⑨ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること
- ⑩ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること
- ⑪ 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること
- ⑫ 教育上必要な施設及び設備(③に掲げるものを除く。)に関すること
- ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること
- ⑭ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関すること

赤字：平成22年3月の省令改正において改訂された部分

これらの事項について定める際には文部科学大臣はあらかじめその旨を法務大臣に通知するものとする。
この場合において、法務大臣は必要な意見を述べることができる。

法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、**評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定**
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、**各機関毎に評価基準を制定**

学校教育法

文部科学省令

「授業の方法」の記載を例示

評価事項の『大枠』の提示

(公財)日弁連法務研究財団の
評価基準

開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

- 「授業の計画・準備が適切になされ」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。
- 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるよう、的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

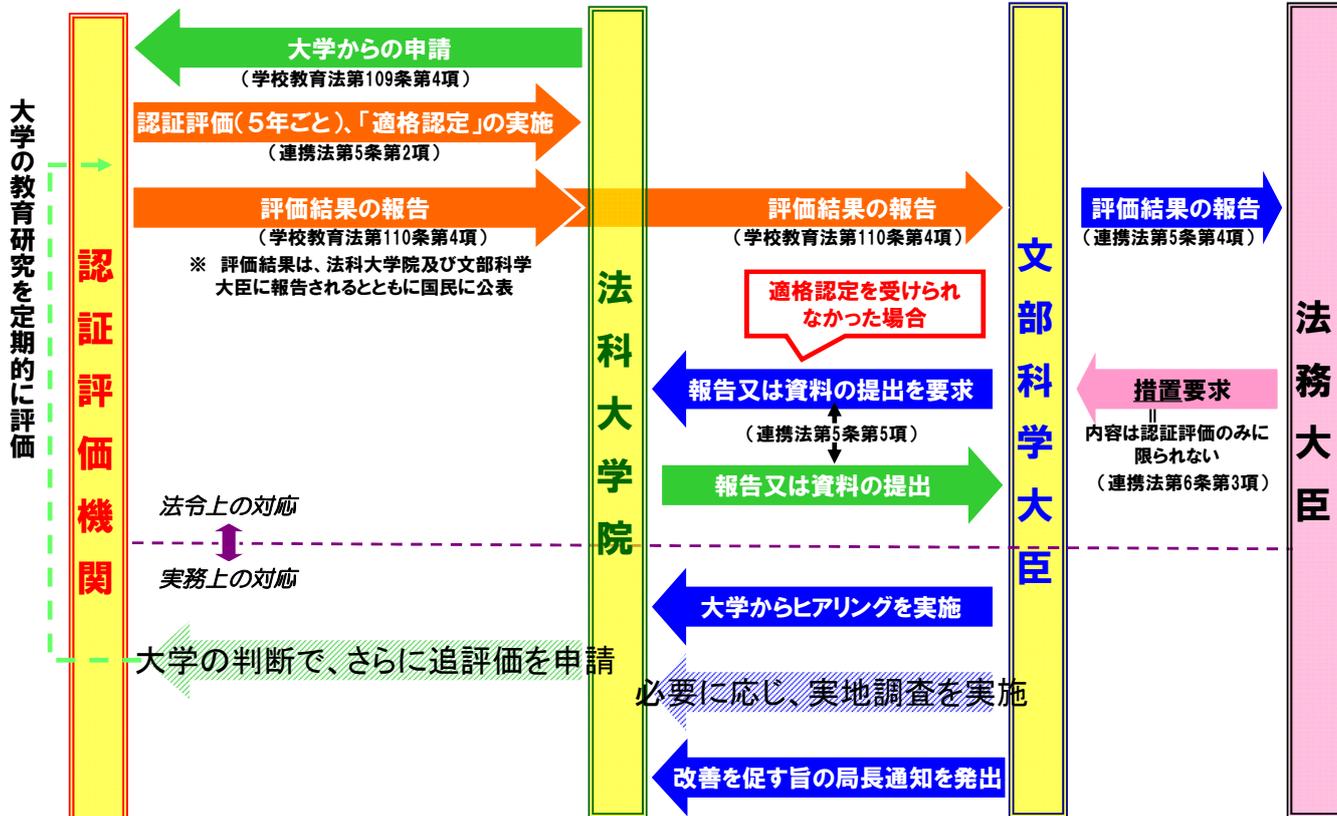
(独)大学評価・学位授与機構の
評価基準

- 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(財)大学基準協会の
評価基準

- 授業科目に相応して、双方向又はまたは多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。
- 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。

法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づき改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

法科大学院に対する認証評価の結果

1巡目の評価結果	(公財)日弁連法務研究財団					(独)大学評価・学位授与機構					(公財)大学基準協会				
	大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果			
		1巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度
島根大学	○	H20			北海道大学	×	H19	○	H20	東北学院大学	×	H20	-		
岡山大学	○	H20			東北大学	○	H20			白鷺大学	×	H20	○	H22	
鹿児島大学	×	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20			
琉球大学	○	H20			千葉大学	×	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19			
北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	×	H20	×	H23	
大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	×	H19	○	H20	法政大学	○	H19			
獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	×	H20	○	H22	
青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	×	H20	○	H22	
國學院大学	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20			
駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	×	H21	○	H23	
成蹊大学	×	H20	制度なし		静岡大学	×	H21	○	H22	中京大学	○	H20			
創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20			
大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	×	H20	○	H22	
中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21			
東海大学	×	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	×	H20	-		
東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	×	H20	-		
明治学院大学	○	H19			香川大学	×	H19	○	H21	甲南大学	×	H20	-		
立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20			
早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19								
山梨学院大学	×	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20								
愛知大学	×	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20								
京都産業大学	×	H20			学習院大学	○	H20								
立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19								
立命館大学	○	H19			専修大学	○	H19								
関西学院大学	○	H20			明治大学	○	H20								
姫路獨協大学	×	H20	制度なし		同志社大学	×	H20	○	H21						
久留米大学	○	H19			近畿大学	○	H20								
西南学院大学	○	H19			神戸学院大学	×	H20	○	H21						
福岡大学	○	H19													

※ 追評価とは
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

※ 網掛は、平成26年4月・平成26年4月の学生募集停止を表明した法科大学院、又は廃止した法科大学院。

(公財)日弁連法務研究財団

大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
島根大学	○	H25
岡山大学	○	H25
鹿児島大学	○	H25
琉球大学	○	H25
北海学園大学	○	H26
獨協大学	○	H24
青山学院大学	○	H25
國學院大學	○	H24
駒澤大学	○	H23
成蹊大学	○	H25
創価大学	○	H24
大東文化大学	○	H24
中央大学	○	H25
東海大学	×	H25
東洋大学	○	H25
立教大学	○	H24
早稲田大学	○	H23
山梨学院大学	○	H25
立命館大学	○	H24
関西学院大学	○	H25
久留米大学	×	H24
西南学院大学	○	H24
福岡大学	○	H24

(独)大学評価・学位授与機構

大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
北海道大学	○	H24
東北大学	○	H25
筑波大学		H26
千葉大学	○	H23
東京大学	○	H25
一橋大学	○	H24
横浜国立大学	○	H25
新潟大学	○	H24
金沢大学	○	H24
信州大学		H26
静岡大学		H26
名古屋大学	○	H25
京都大学	○	H25
大阪大学	○	H25
神戸大学	○	H25
広島大学	○	H25
香川大学	○	H24
九州大学	○	H25
熊本大学	○	H24
首都大学東京	○	H25
大阪市立大学	○	H25
学習院大学	○	H25
上智大学	○	H24
専修大学	○	H24
愛知大学	○	H24
同志社大学	○	H25
近畿大学	○	H25

(公財)大学基準協会

大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
白鷺大学	×	H25
慶應義塾大学	○	H24
日本大学	○	H25
法政大学	○	H24
明治大学	○	H25
神奈川大学	○	H25
関東学院大学	×	H25
桐蔭横浜大学	×	H25
中京大学	×	H25
南山大学	○	H25
名城大学	×	H25
関西大学	○	H25
甲南大学	×	H25
広島修道大学	○	H25

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成十六年三月十二日 文部科学省令第七号)

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を次のように定める。

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。
- 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
- 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
- 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

- 七 財務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
 - 一 教員組織に関すること。
 - 二 教育課程に関すること。
 - 三 施設及び設備に関すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第二条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

(法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。

ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。

ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。

ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。

ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。

ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。

ト 授業の方法に関すること。

チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。

ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

- ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。
- ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
- カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

（高等専門学校への準用）

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ」とあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号） 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成二二年三月一〇日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月一五日文部科学省令第一五号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。